生駒市条例第19号

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年4月30日

生駒市長 山下 真

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例(昭和50年12月生駒市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「から第28項まで、第30項、第31項、第33項又は第3 6項から第38項まで」を「、第24項、第26項、第27項、第29項又は第 31項から第33項まで」に改める。

附則第9条中「第14項、第15項、第32項、第34項、第38項、第41項、第42項、第44項、第45項、第47項から第52項まで、第55項若しくは第57項」を「第13項、第28項、第30項、第34項、第37項、第38項、第40項、第41項、第43項から第48項まで、第51項若しくは第53項から第58項まで」に、「第36項から第38項まで」を「第31項から第3項まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市都市計画税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の都市 計画税について適用し、平成19年度分までの都市計画税については、なお従 前の例による。